

産業廃棄物 中間処理施設

許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者	
	本社所在地 電話番号	
	施設の設置場所	
	施設責任者氏名	
中間処理する産業廃棄物		
処理の方法		
処理能力		
処分等のための保管最上限		
許可番号	第	号
許可期限	平成	年 月 日 ~ 平成
許可条件	(1)作業時間は原則として、7時から19時までとする。ただし、破砕機等の機器の稼働時間は、原則として8時から12時及び13時から17時までとする。(2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「郡民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。(3)中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。	